

生徒心得

本校における3年間の高校生活を通して、常に多賀高校生徒としての誇りと自覚をもって行動し、下記の心得を守り、人格、学識ともに豊かで品位ある社会人としての完成に努力する。

1 礼 儀

礼は敬愛の念と、親和の情を表すものであるから、常に礼儀を重んずるように心がける。

- (1) 教職員または校内における来客に対しては挨拶をし、礼を失することのないように心がける。
- (2) 上級生に対してはもちろん、同級生、下級生に対しても、登校、下校に際しては挨拶を交わす。
- (3) 言葉づかいに注意し、教養ある生徒としての慎みある態度を身につけるよう努力する。

2 学校内活動

学校内においては、常に高校生としての本分をわきまえ、学業第一に心がけ、授業に臨んでは教員の指示に従い、私語や授業を妨害する等の行為は厳に慎むこと。

- (1) 生徒は8:30までに登校する。
- (2) 生徒は下校時刻を守り、遅くなる時にはホームルーム担任の許可を受ける。
- (3) 早退、欠課をするときには、生徒手帳の諸届欄または所定の用紙に記入し、ホームルーム担任・副担任または学年主任の許可を受ける。
- (4) 欠席するときには、保護者よりあらかじめ連絡する。必要に応じて医師の診断書を添える。
- (5) 登校後は、原則として外出を認めない。但し、やむを得ない用事で外出する者は、生徒手帳諸届欄または所定の用紙に記入し、ホームルーム担任または副担任にその旨申し出て許可を受ける。
- (6) 校内の美化につとめるとともに、諸設備備品等の公共物を大切にし、破損しないように心がける。
- (7) 学校生活に必要な物品、貴重品等は持参しない。
- (8) 集会、対外試合、掲示及び雑誌、印刷物の配布、貼付等はすべて事前に関係職員を通じて校長の許可を受ける。
- (9) 携帯型情報端末（スマートフォン、ウォッチ、タブレット）等については、原則として電源を切るかマナーモードにして鞆にしまう。使用可能範囲は普通教室、部室のみとし、使用可能時間は休み時間、昼休み、放課後とする。また、使用可能時間内であっても、周囲への配慮に欠ける使用や、学習に支障の出るような使用はしない。

3 容 儀

礼儀にかなった姿や態度

- (1) 制服は本校指定のものを着用し、つねに清潔、端正、質素を旨とする。
- (2) 夏服の着用期間は6月1日より9月30日までとする。
但し、移行期間を設ける。（前後2週間の4週間とする）

- (3) 本校指定の制服以外の物を着用するときは、事前に異装届をホームルーム担任に提出し、許可を受けること。転入学生徒は1か月以内に制服を調える。
- (4) 容儀規定は別表のとおりである。
- (5) 頭髪指導（容儀指導時）において、指導を受けた生徒は、改善しなければならない。

4 男女交際

男女交際は、相互の尊敬と理解により、高校生にふさわしい明るく清らかな関係にかぎること。

5 学校外活動

- (1) 学校外活動においては、常に本校生徒としての誇りと品位を保ち、各自の行動がよき校風のあらわれであるよう心がけねばならない。
- (2) 学校外部団体の活動に加入または参加する場合は、事前に校外活動許可願を提出し、校長の許可を受ける。
- (3) 学校外で事故、災害にあった場合には、すみやかに学校に連絡する。
- (4) 高校生として不健全な場所への出入りは禁止する。
- (5) 飲酒、喫煙、暴力行為は禁止する。

6 交通

(1) 自転車

ア 自転車で通学する場合は、自転車通学届をホームルーム担任を通じて、生徒指導部担当係に提出し、ステッカーの交付を受け、所定の場所に貼付すること。

イ 自転車で通学する生徒は交通ルールを遵守し、安全に最大限の注意を払うこと。
また、学校内や最寄の駅などの駐輪の場所を厳守し、他人に迷惑をかけることのないようにすること。自転車傷害保険等への加入（任意）が望ましい。

(2) 原動機付自転車（原付バイク）

ア 原動機付自転車を通学に用いることは禁止である。自宅から最寄の駅までの登校利用も禁止である。

イ 運転免許証の取得にあたっては、授業日取得を禁止する。

ウ 運転免許証を取得した場合は受領後ただちに、原動機付自転車運転免許証取得届を担任を通じて、生徒指導部担当係まで提出する。

(3) 自動二輪（オートバイ）

ア 自動二輪免許取得、自動二輪車購入、運転、同乗は厳禁とする。

イ 四輪車の免許取得に際しての、同時教習も禁止する。

(4) 四輪車（普通自動車）

ア 四輪車の免許取得に関して、卒業学年の11月1日より原則として進路が決定した者について自動車学校への入校を許可するので、ホームルーム担任の指導を受け「自動車運転免許取得許可願」を提出し手続きをとること。

イ 四輪車の免許取得は、自由登校日(2月1日)以降とし、免許取得後も卒業まで運転及び同乗は禁止する。

ウ 在学中に免許を取得した場合は速やかに担任へ報告する。また保護者は免許証を管理し、在学中の自動車運転及び同乗は禁止とする。

7 アルバイト

学業・部活動の奨励のため、平常日のアルバイトは許可制とする。

アルバイトを希望する場合は、「アルバイト許可願」を提出し校長の許可を受ける。但し、家計の状況、成績、学校生活状況等によって許可しない場合もある。

(1) 平常日アルバイト

ア 許可を願い出ることができる条件

家計補助、学費補助などの経済的理由とし、生徒は次のいずれか1つに該当する場合許可を願い出ることができる。

- ① 奨学金貸与の手続きを申請する。
- ② 特別の事情(生活維持が困難等)がある。

イ アルバイトの申し出

保護者または生徒はアルバイト実施の希望を担任に申し出る。(まだアルバイト先と雇用契約を結んではいけない。)保護者または生徒は部活動顧問へも申し出る。

ウ 許可の決定

- ① 保護者は許可条件を確認のうえ、「理由書(別途様式)」を担任へ提出し、担任が学年に報告し、学年から生徒指導部に提案する。
- ② 生徒指導部会において、「理由書」をもとにアルバイト許可の可否について決定する。審議の結果、特例として年度を通して休日(土・日・祝日)のみの実施を認める場合がある。

エ 許可条件

- ① 就業時間は高校生活に支障のない時間帯とし、終業は概ね午後8時までとする。
- ② 定期考査1週間前から最終日前日まで禁止する。
- ③ 職種について、危険な業務、風俗営業、旅館、居酒屋(酒類を主に提供する飲食店)、娯楽場等高校生として好ましくないものは除く。
- ④ 成績不振や欠席等の増加、生徒指導上の問題が発生したときは、原則として許可を取り消すものとする。
- ⑤ 許可期間は年度内までとする。次年度実施するときは改めて「アルバイト許可願」を再提出する。
- ⑥ アルバイト先を変更した場合は、再度「アルバイト許可願」を提出する。
- ⑦ アルバイトを辞めた時は直ちに担任に報告する。

オ 許可証について

生徒指導部(アルバイト係)が許可証を発行する。生徒はアルバイト中は常に許可証を携帯する。

(2) 長期休業中のアルバイト

夏休み、冬休み、春休み中のみ実施を認める。

ア 許可を願い出ることができる条件

- ① 家計・学費補助、社会体験等の理由で実施することが出来る。
- ② 許可期間は、休業期間中のみとする。
- ③ 「アルバイト許可願」を提出する。
- ④ 就業時間及び職種は(1)エ許可条件の①③に準ずる。

(3) 無届けでアルバイトを実施した場合は、特別指導の対象となる。

(4) アルバイトは保護者の監督、責任のもとに行う。

容儀規定別表

	標準型Ⅰ	標準型Ⅱ	注意事項
制服	<p>本校指定のもの</p> <ul style="list-style-type: none"> ・スラックスの裾は、素足で床から1～2cm。 ・スカートの丈は、立ち膝で6cm以内 	<p>本校指定のもの</p> <ul style="list-style-type: none"> ・スラックスの裾は、素足で床から1～2cm。 ・スカートの丈は、立ち膝で6cm以内 	変形の制服、制服の改造は禁止する。
セーター・ベスト	本校指定のもの	本校指定のもの	
髪型	<p>学生らしい、健全で清潔感のあるもの</p> <p>前髪、目にかからない 横髪、耳の一部が見える。 後髪、襟を超えない。</p>		脱色、染色、パーマ、エクステ等、極端に奇抜な髪型はしない。
下履	黒又は茶系統の短靴か、白又は紺系の運動靴を使用する		変形、エナメル靴、ブーツ、下駄、サンダルは禁止する
上履	校舎内は本校指定の上履、体育館では体育館履を使用する。		
靴下	<p>《スラックス着用時》</p> <p>高校生らしいもの</p> <p>《スカート着用時》</p> <p>紺、黒のソックスか黒のタイツ</p>		派手な色物は認めない。
鞆	学生用カバン、スポーツバッグ等を使用する		
コート	<p>高校生らしい紺、黒、グレー、茶色のものを着用する。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・丈の長さは、概ねブレザーが隠れる程度から膝辺りまで。 		必ずブレザーの上に着用すること。 Gジャンパー、皮製のものや絵模様入りのものは禁止する。